

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 4 日

水 曜 日

第 3879 号

## 目 次

### 告 示

○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 1

### 公 告

○二級建築士及び木造建築士の処分 4

○建築士事務所の監督処分 5

○上庄川水系河川整備計画の策定 6

○特定非営利活動法人の設立認証の申請

### 監査委員公告

○監査の結果の公表 7

## 告 示

### 富山県告示第83号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

高岡市土地改良区から申請のあった石代地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成27年2月25日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 3 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成27年 3 月 5 日から

平成27年 4 月 2 日まで

3 縦覧の場所  
高岡市役所

**富山県告示第84号**

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

小矢部市土地改良区から申請のあった下川崎地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成27年 2 月25日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 3 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年 3 月 5 日から  
平成27年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所  
小矢部市役所

**富山県告示第85号**

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

城端土地改良区から申請のあった千福用水地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成27年 2 月25日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 3 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年3月5日から  
平成27年4月2日まで
- 3 縦覧の場所  
南砺市役所

#### 富山県告示第86号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

城端土地改良区から申請のあった泉沢東部地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成27年2月25日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年3月4日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年3月5日から  
平成27年4月2日まで
- 3 縦覧の場所  
南砺市役所

**富山県告示第87号**

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった飛騨地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成27年 2 月 25 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 3 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年 3 月 5 日から

平成27年 4 月 2 日まで

**3 縦覧の場所**

黒部市役所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**二級建築士及び木造建築士の処分について**

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 3 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 処分をした年月日**

平成27年 2 月 16 日

**2 処分を受けた建築士の氏名等**

氏 名	建築士の別	登録番号
-----	-------	------

柳澤 弘	二級建築士	富山県知事登録 第3872号
宇出津 和男	二級建築士	富山県知事登録 第5092号
北岡 好夫	二級建築士	富山県知事登録 第5693号
大北 桂之	二級建築士	富山県知事登録 第8734号
橋詰 直毅	二級建築士	富山県知事登録 第10280号
橋詰 進	木造建築士	富山県知事登録 第 66号

## 3 処分の内容

戒告

## 4 処分の原因となった事実

建築士法第22条の2に規定する講習を期限内に受講しなかった事実は、同条第10条第1項第1号に該当する。

## 建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月4日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 監督処分をした年月日

平成27年2月16日

## 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所在地	開設者名称及び 代表者の氏名	事務所 の別	登録番号
宇出津建築設計事務所	黒部市飯沢 710番地	宇出津 和男	二級	富山県知事登録 第(1)2099号
有限会社北岡工務店 二級設計事務所	富山市向新庄 八丁目4番56 号	有限会社北岡工務店 代表取締役 北岡 好夫	二級	富山県知事登録 第(4)1136号
築 建築	富山市綾田町 三丁目11番10 号	大北 桂之	二級	富山県知事登録 第(2)1923号

橋詰二級建築士事務所	南砺市遊部 511番地1	橋詰 進	二級	富山県知事登録 第(2)1855号
------------	-----------------	------	----	----------------------

### 3 監督処分の内容

戒告

### 4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が平成27年2月16日付けで富山県知事から建築士法第10条第1項の規定により戒告処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

## 上庄川水系河川整備計画の策定について

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、上庄川水系河川整備計画を平成27年2月6日付けで策定したので、同条の2第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月4日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」は、省略し、上庄川水系河川整備計画を富山県土木部河川課、富山県高岡土木センター及び同センター氷見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月4日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 申請のあった年月日

平成27年2月19日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 T スポとやま

3 代表者の氏名

松井 克仁

4 主たる事務所の所在地

富山県小矢部市小神 204番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、富山県民に対して、スポーツ雑誌発行等に関する事業を行い、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、平成27年 1 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 3 月 4 日

富山県監査委員 坂 野 裕 一

富山県監査委員 渡 辺 守 人

富山県監査委員 酒 井 三 郎

富山県監査委員 桶 屋 泰 三

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

知事政策局 広 域 消 防 防 災 セ ン タ ー 平成27年 1 月 29 日

厚 生 部 富 山 学 園 平成27年 1 月 30 日

同 衛 生 研 究 所 平成27年 1 月 30 日

同 薬 事 研 究 所 平成27年 1 月 30 日

農林水産部 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所 平成27年 1 月 27 日

教育委員会 富 山 高 等 学 校 平成27年 1 月 30 日

同 富 山 中 部 高 等 学 校 平成27年 1 月 29 日

同 富 山 北 部 高 等 学 校 平成27年 1 月 26 日

## 監査対象箇所

## 監査年月日

教育委員会	富山工業高等学校	平成27年1月30日
同	富山商業高等学校	平成27年1月27日
同	富山いずみ高等学校	平成27年1月29日
同	水橋高等学校	平成27年1月27日
同	高岡高等学校	平成27年1月26日
同	志貴野高等学校	平成27年1月26日
同	富山総合支援学校	平成27年1月27日
公安委員会	富山北警察署	平成27年1月26日
同	富山中央警察署	平成27年1月30日

## 2 監査対象年度

平成25年度及び平成26年度

## 3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

## &lt;&lt;注意事項&gt;&gt;

ア 収入証紙収納事務の処理方法等で適切でないものがあった。

イ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)

ウ 備品等照合点検票が作成されていなかった。